

■最近の話題を考える“知財NEWS”知財トピックス(2019.4)

新元号「令和」、商標出願増加への事前の特許庁の対策

特許業務法人 前田特許事務所  
弁理士 大石憲一



今年5月から採用される新元号が「令和」に決定したと、4月1日に発表されました。こうした国民が注目するイベントがあると、いつもその文字等に関連する商標出願が増加するのですが、今回は、特許庁が事前にその対策をしたというニュースです。

八、第3条第1項第6号(前号までのほか、識別力のないもの)

前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

1. 本項第1号から第5号までに該当しないものであっても、一般に使用され得る標章であって、識別力がない場合には、本号に該当すると判断する。例えば、以下の2. から11. までに挙げるものについて、本号に該当すると判断する。

4. 元号を表示する商標について

商標が、元号として認識されるにすぎない場合は、本号に該当すると判断する。

元号として認識されるにすぎない場合の判断にあたっては、例えば、当該元号が会社の創立時期、商品の製造時期、役務の提供の時期を表示するものとして一般的に用いられていることを考慮する。

出典：商標審査基準（第14版・2019年1月30日改訂）

特許庁は、この改元に合わせて、今年1月に商標審査基準を改訂しました。

その改訂内容が、上のものです。「元号として認識されるにすぎない場合」と規定して、「商標が、現元号として認識される場合（「平成」、「HEISEI」等）」と規定していた旧商標審査基準よりも、過去や将来の元号についても、拒絶できる対象に含める対策を採りました。

このため、現時点（4月時点）で、将来の元号である「令和」をそのまま出願しても拒絶されます（なお、「令和の華」とか「令和美人」等との商標はこの規定では拒絶されません）。

このような対策をすることで、「令和」「れいわ」「REIWA」等が現時点で出願されたとして拒絶できるため、特許庁は、無駄な商標出願がされることを事前に抑制したことになります。

マスコミの「令和」の取上げ方や注目度を考慮すると、今回の特許庁の対策は良い対策だったと思います。特に、最近の商標出願の出願状況を考慮すると、こうした対策をしていないと、後々、揉める可能性があったと思います。

新しい元号「令和」、はたしてどんな時代になるのでしょうか。

以上